

一般財団法人カナモト財団奨学生の募集について

このことについて、一般財団法人カナモト財団より、奨学生募集の案内がありましたので、お知らせします。

希望者は下記事項に注意のうえ、期限までに申請書類を提出してください。

記

- 1 対象学年 第4学年
- 2 応募資格 別紙「2024年度カナモト財団奨学生募集要項」に基づき、次のとおりとします。
 - (1) 3年生の学年末成績が、クラスの上位2分の1以上の者
 - (2) 経済的な理由により修学が困難である者
 - (3) 過去に訓告以上の処分を受けていない者
- 3 申請方法 カナモト財団HP及び本校のHPより申請書類をダウンロードして作成のうえ、小論文と併せて申請期限までに学生係に提出してください。
- 2 申請期限 令和6年5月10日（金）
 - ※学内の申請期限のため、財団の申請期限とは異なります。
- 4 その他
 - (1) 経済的な理由により修学が困難である者の判定は、申請書類により行います。
 - (2) 不明な点があれば、学生課学生係まで問い合わせてください。

※カナモト財団奨学金制度HP

<https://www.kanamoto-foundation.or.jp/requirement/>



担 当：学生課学生係

〒071-8142 旭川市春光台2条2丁目1-6

TEL：0166-55-8125

FAX：0166-55-8084

E-mail：g_gakusei@asahikawa-nct.ac.jp

2024 年度 公益財団法人カナモト財団 奨学生募集要項

1. 概要・条件

- (1) 公益財団法人カナモト財団(以下「当財団」という。)は、高等専門学校に学ぶ学生等の育英事業を行なうことにより、社会の発展に寄与することを目的として設立されました。
- (2) 当財団の奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、特定の会社への入社等の付帯義務を負うものではありません。
- (3) 他団体の奨学金との併給も可能とします。

2. 全体採用予定人数

高等専門学校(4年生に限る)に在籍する学生合計 4 名
※複数名のご推薦も受け付けさせていただきます

3. 奨学金の給付月額、期間

	給付年額	期間
高等専門学校 4 年生	480,000 円	2024 年 4 月より 2 年間

4. 応募資格(次の各項の条件すべてを満たす必要があります)

- (1) 当財団が指定する高等専門学校に在籍する学生
- (2) 高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる者
- (3) 在学する高等専門学校の学部長、専攻長、指導教官等の推薦する者
- (4) 身体が健康である者
- (5) 経済的な理由により修学が困難である者

5. 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 奨学生願書(別記様式第 1 号)
- ② 小論文※日本語(1,000 字~1,500 字程度。テーマは「私の夢」とする。)
- ③ 貴校からの推薦状
- ④ 成績証明書
- ⑤ 世帯年収を証明する書類(源泉徴収票など)
- ⑥ その他必要な書類

* 上記書類は、ホチキス留めせず、申請者ごとにクリップでまとめてご提出ください。

(2) 提出期限

2024 年 5 月 31 日までに在学する高等専門学校にご提出願います。

(3) 書類提出先・問合せ先

公益財団法人カナモト財団事務局(担当 丸谷)

住所 北海道札幌市中央区大通東3丁目1番地19

メールアドレス maruya@kanamoto.co.jp

*当財団への書類の提出は、在学する高等専門学校の推薦する者に限り、高等専門学校を通じて行うものとします。学生本人からの直接の問合せ・応募は受け付けておりません。

6. 選考

(1) 書類選考及び面接により、総合的に勘案し決定します。

(2) 奨学生の合否通知は、7月中旬までに高等専門学校を通じて本人に送付します。

7. 奨学生の義務

(1) 奨学生は、毎年度終了後1箇月以内に、学業成績表、在学証明書及び生活状況報告書を代表理事に提出しなければなりません。ただし、卒業に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書を提出しなければなりません。

(2) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります。

(3) 奨学生は、奨学金給付後も当財団の定めた書類を期日までに提出する必要があります。

(4) 成績不良、素行不良等、当財団奨学金給付規程に定める場合には、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります。

8. その他

(1) 奨学生に決定した方に対しては、7月から奨学金の給付を行います。なお、7月に3ヶ月分(4月～6月)、10月に3ヶ月分(7月～9月)、1月に3ヶ月分(10月～12月)、4月に3ヶ月分(1月～3月)の給付を行います。

(2) 奨学金は3ヶ月分を併せて振り込むこととします。

(3) 応募書類は返却しません。

(4) 募集要項に記載された内容以外は、当財団奨学金給付規程の定めに拠ります。

(5) 奨学金は、当法人指定銀行の口座に振込みます。指定銀行及び口座については奨学金給付合格者に対して改めてご連絡致します。

9. 個人情報に関する取り組み

(1) 提供された個人情報は、当財団の「個人情報保護に関する基本方針」に従い適切に管理します。

(2) 提供された個人情報は、当財団において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他当財団の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。

(3) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、当財団は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。

(4) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください。

公益財団法人カナモト財団事務局(担当 丸谷)

以上